

1. (情報提供) 赤木貯留管築造工事等について P 2
2. 合同説明会及び陳情書に関する事項
 - ・ 令和3年6月23日付け陳情書に対する回答 P 8
 - ・ 令和3年5月10日付け陳情書に対する回答 P 18
 - ・ 令和3年4月19日付け陳情書に対する回答 P 21
 - ・ 令和2年8月29日合同説明会での質疑に関する回答 . . . P 24

令和3年11月13日

郡山市

1. (情報提供) 赤木貯留管築造工事等について -赤木貯留管の工事進捗状況-

資料①

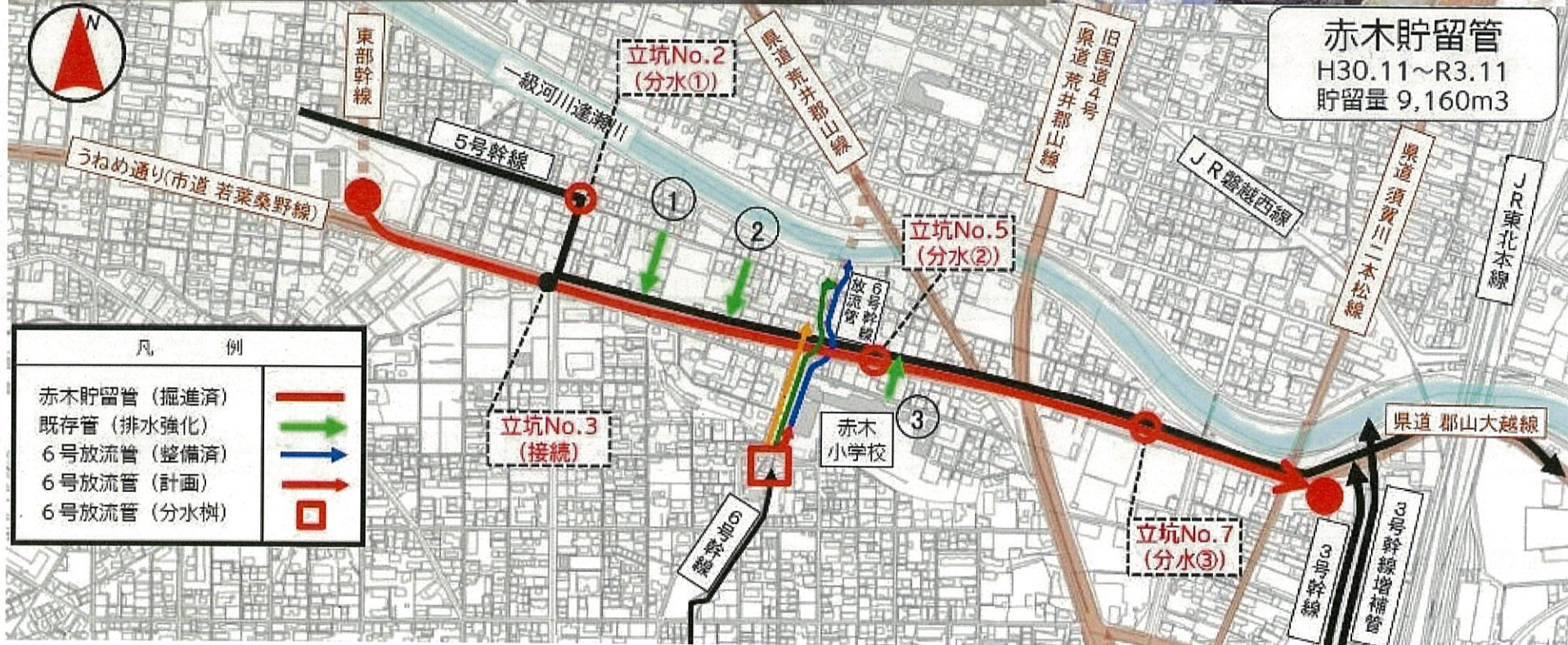
ゲリラ豪雨(局地的大雨)対策

2021.11.13 郡山市上下水道局

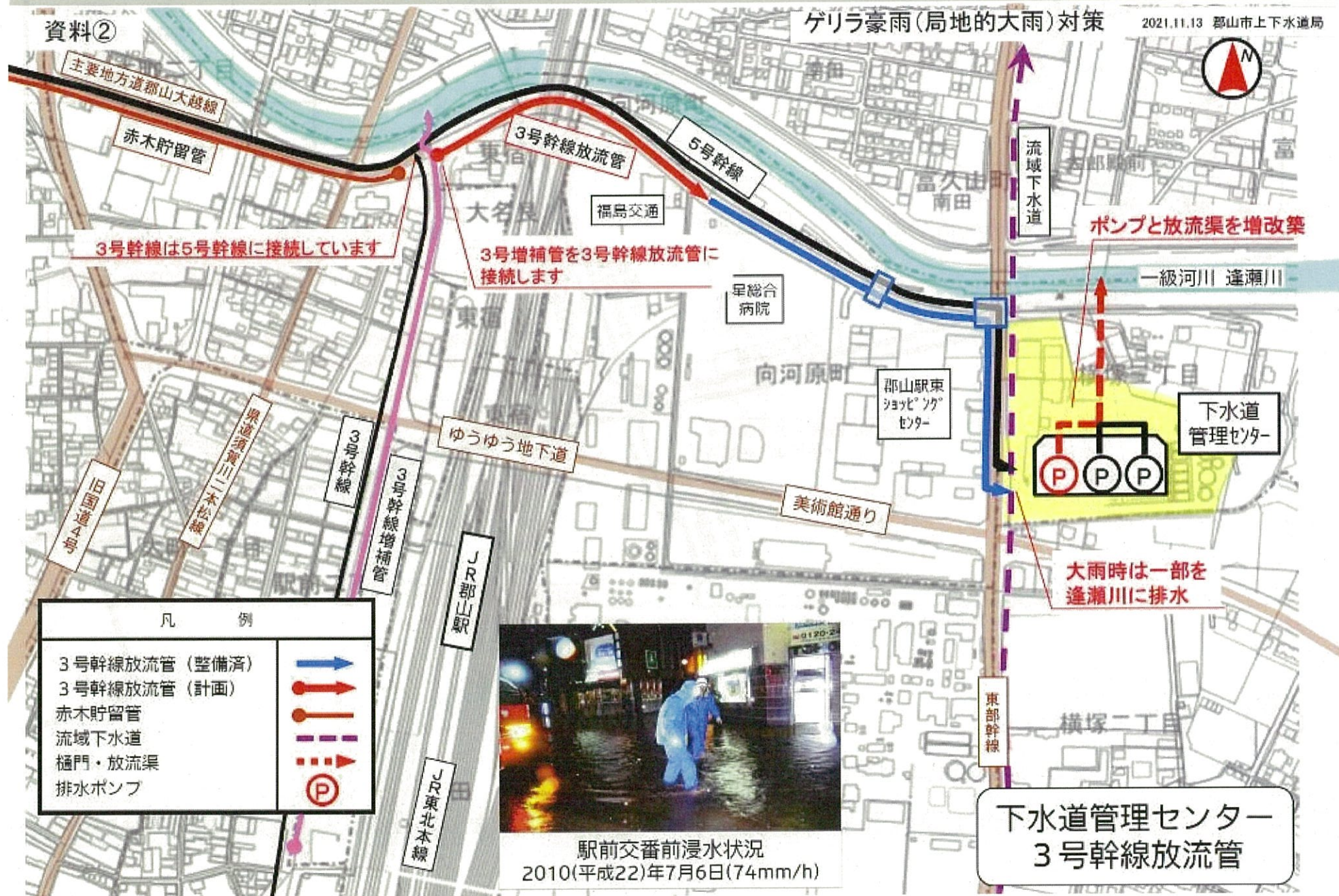
貯留管内部



取付管接続



1. (情報提供) 赤木貯留管築造工事等について-下水道管理センター雨水ポンプ増設・樋門・放流渠、3号幹線放流管築造工事-



1. (情報提供) 赤木貯留管築造工事等について - 6号幹線放流管築造工事 -

資料③

ゲリラ豪雨(局地的大雨)対策

2021.11.13 郡山市上下水道局



(現在)
ゲリラ豪雨時等、越流堰を超えた水が既設放流管へ流下。
流下しきれない水が分水人孔から溢れ、浸水被害が発生。

(計画)
逢瀬川への放流管を増設し、排水能力を増強。
赤木小学校周辺の浸水被害が軽減。

凡例	
6号放流管 (整備済)	
6号放流管 (計画)	
6号放流管 (既設)	
6号遮集管 (既設)	
6号幹線 (既設)	
赤木貯留管	
分水人孔 (計画)	



6号幹線放流管は、平成23年12月7日付け請願第10号「赤木小学校周辺の内水害対策に関する請願」を受け、整備に着手したものです。

請願第10号

請 願 書

平成23年12月7日

郡山市議会議長
大内嘉明様

郡山市若葉町6-18
若葉西町内会
会 長 佐 藤 廣

郡山市若葉町14-21
若葉東町内会
会 長 矢 吹 重 治

郡山市咲田二丁目11-18
新咲田町内会
会 長 伊 藤 昭

郡山市大町一丁目13-11
大重町内会
会 長 吉 田 徳 勝

郡山市桜木一丁目4-10
桜木一丁目町内会
会 長 内 藤 勝 介

紹介議員 田 川 正 治
飛 田 義 昭
遠 藤 敏 郎
鈴 木 祐 治

赤木小学校周辺の内水害対策に関する請願

[請願趣旨]

大雨ごとに溢れる下水に苦しむ赤木周辺の町内会こぞつての要望が実り、9月1日、市の担当者から水害対策の説明を受ける機会を得た。

しかし、説明会では、予算や工事の予定などがない事、家庭単位で市が配る土嚢を積み上げるとか、速やかな避難をするといった事の話で終わりました。

今回、説明があつて間もなく9月21日、猛烈な風雨を伴う強い台風15号で逢瀬川の水位が上昇し氾濫が懸念された為、直ちに役員は、避難活動を開始した。

夜間である事、町内の道路が冠水していた事などの悪条件の中、水害から住民を守る為、高齢者や老々世帯で所定の避難場所に行けない人には二階に、訪問で避難指示が出ている事を呼びかけて歩いた結果、多くの住民が落ち着いて避難する事が出来た。

赤木小学校付近は大雨による下水道被害が度重なって起きているが、排水溝、排水樹の増設工事等行っていますが、努力の甲斐なく、改善が見られず、色々な理由で20年間工事が未着工のままとなっている。

赤木小学校付近の下水は、下水汚水の合併型下水道である。細沼、虎丸方面から径1.8mの水路の蓋をしてその上が遊歩道や小学生の通学路になっている。

先日の雷雨の際には、一部の蓋が水圧によって吹き飛び、大量の雨水が赤木小学校の児童昇降口に流れ込んだ。非常に危険なポテンシャルをはらんでいる。

普段、本管下水道管は、径1.5mの下水道で横塚方面に流しているが、増水時一部を逢瀬川に流している。従って、一旦大雨になると、トイレの逆流、道路の排水樹、マンホールなどから大量の水が噴出するなどの冠水の被害を受ける。

若葉町から横塚に流れる下水は、大町、駅前方面から流れて来る別系統の下水路と合流するので下流に位置する大重・向川原一帯の被害は酷さを増す。

今回の大雨で、ひとたまりも無く多くの地区が冠水してしまう事が明らかになった。

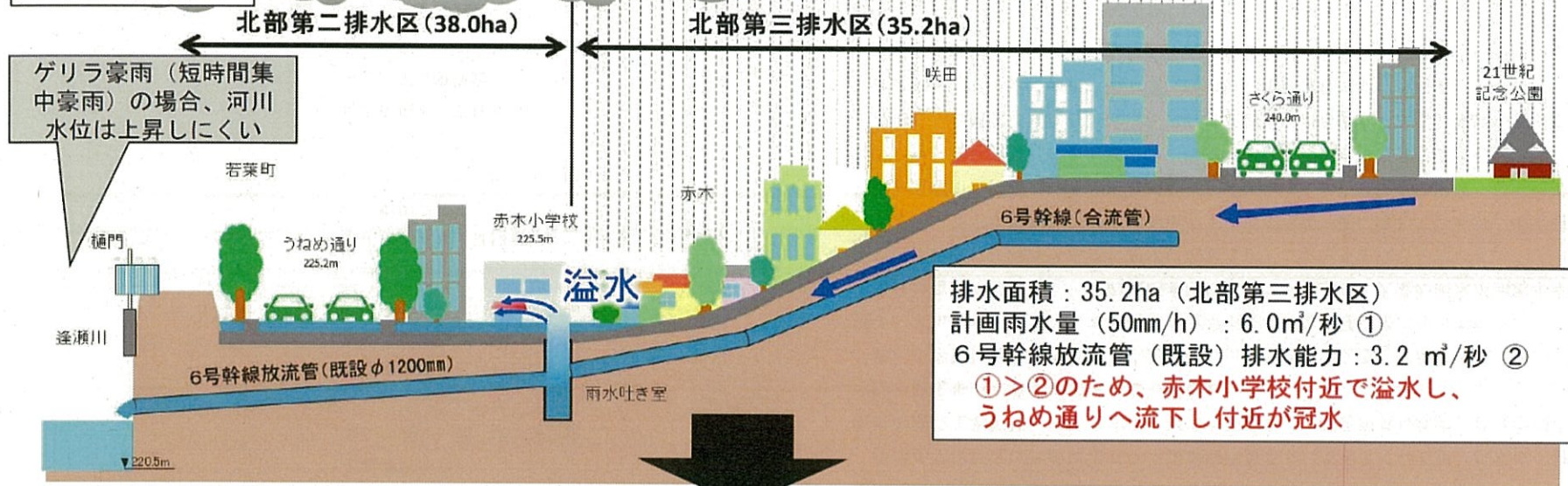
ついては、以下の事項が実現するよう請願する。

[請願事項]

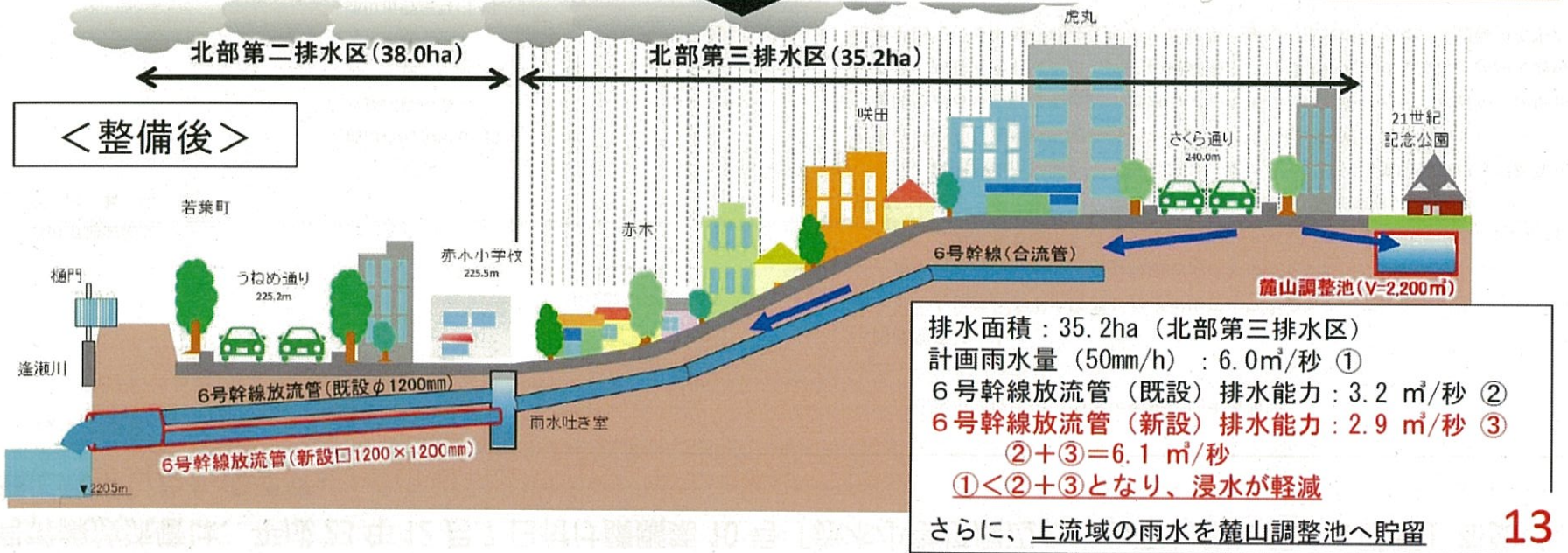
内水被害に対して改善計画を策定すること。

6号幹線放流管の整備効果

<整備前>



<整備後>



合同説明会及び陳情書に関する事項

令和3年6月23日付け陳情書に対する回答

陳 情 書

令和3年6月23日

郡山市長 品川 万里 様

(陳情者住所・氏名)

郡山市若葉町1-2-1

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会会長 建請

若葉西町内会会長 白土 政穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4

逢瀬川町内会連合会会長 伊藤 利彦

郡山市大町2-11-14

大重町内会会長 熊倉 善重

郡山市若葉町19-2

若葉東町内会会長 武田 敏行

郡山市咲田2-25-25

新咲田町内会会長 阿部 謙

郡山市桜木1-4-15

桜木一丁目町内会会長 高田 一郎



(件名) 令和元年東日本台風による水害を被った福島県郡山市逢瀬川沿川住民に対する国土交通大臣、福島県知事、郡山市長等による住民説明会の質問要旨について(公開質問状)

[陳情趣旨]

- 逢瀬川沿川住民は、これまで昭和61年8月5日の台風10号による堤防決壊、平成10年8月の豪雨、平成23年9月21日の台風15号により浸水被害、そして令和元年東日本台風による破堤を含む越水被害を被ってきました。出水時期になると、地球温暖化の進行に伴い、また被害に遭うのではないかと、命と安全・安心な生活して財産を守れるかとの不安を払拭できない日々が続いています。
- 東海テレビの動画ニュース(令和2年7月14日ニュースOne)の令和2年7月豪雨で水害のあった岐阜県飛騨川と支流の白川の事例として「バックウォーター現象は2つの河川で起こった。他の河川でも注意」が配信されています。(検索:バックウォーター現象 2つの河川で起こった 東海テレビ)
- 令和元年東日本台風により水害のあった郡山市阿武隈川と支流の逢瀬川は、東海テレビの動画ニュースの事例と類似し、阿武隈川と逢瀬川の2つの河川でバックウォーター現象が発生したことがわかりました。
- 郡山市長は、令和元年11月29日付けで福島県知事あてに、郡山圏域河川整備計画(平成18年4月策定)では、郡山市逢瀬川、谷田川、笹原川、藤田川のバックウォーター対策が不十分であることから、国・県が一体となって阿武隈川水系河川整備基本方針及び郡山圏域河川整備計画の見直しをするように緊急要望

書を提出しました。

- 令和3年2月19日に国土交通省東北地方整備局福島国道河川事務所が開催した第2回阿武隈川上流域治水協議会時の資料福島県緊急水害対策プロジェクト4ページによれば、谷田川では、令和元年東日本台風の出水により越水氾濫被害が発生したことから、新規に河川改修4,620mを実施することとされていますが、郡山市長が国・県が一体となって河川整備計画の見直しを行うよう緊急要望書を提出した郡山市逢瀬川の河川整備計画の見直しは行われておりません。
- また、福島県中建設事務所のホームページによれば、郡山市谷田川の河川整備計画を見直すための河川事業計画等の策定業務は、令和2年5月7日に契約が行われていますが、谷田川以外の河川では、河川事業計画等の策定業務の契約は行われていません。
- 災害対策法、河川法、水防法に定められた水害の未然防止を図り、郡山市民の生命や財産を守るため、国土交通省、福島県、郡山市の主催による住民説明会を開催すること。説明会は、阿武隈川の管理者である国土交通大臣、郡山市逢瀬川の管理者である福島県知事(土木部長、危機管理部長も同席)、郡山市長のほか、館下排水機場、愛宕排水機場の管理者や排水機場の整備に補助金を支出した所管官庁の長が出席し、地区外に転居した被災者も参加できるように市報(広報こおりやま)、報道発表をするとともに、逢瀬川沿川町内会全戸に開催案内のチラシを配布し、イラストやフロー図などを多用し、1項目ごと書面を作成し、質問要旨の読み上げ後に説明するとともに質疑応答を行う。議事録は住民の質問の意図の前後関係を含め正確に市民に伝えるため、住民の確認を得た後、公表すること。多くの住民が参加できる週末に開催すること。

[質問要旨事項]

1 国土交通大臣

- 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所が公表している阿武隈川緊急治水プロジェクトのホームページでは、令和元年東日本台風の被災状況として、「計画高水位」のイラストが掲載されているので、説明すること。
- 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所が公表している阿武隈川重要水防箇所のホームページに掲載されている「重要水防箇所図(郡山出張所管内)詳細図(上流)」の図面、イラスト、表などを用いて、阿武隈川と逢瀬川の合流部付近 ①阿武隈川左岸(55)堤防高、(54)堤防高、(50)堤防高、②阿武隈川右岸(129)堤防断面、(130)堤防断面、(124)堤防高、(125)堤防高、(128)堤防断面、(129)堤防断面について、重要水防箇所とはなにか。堤防高、堤防断面について説明すること。
- 令和元年東日本台風では、越水後も、郡山市が管理する雨水ポンプ場や、館下排水機場、愛宕川排水機場、排水ポンプ車が出動し、水穴樋管、落合堀樋管から、阿武隈川や逢瀬川に排水していました。国土交通省では、平成13年6月27日に河川局治水課長や都市・地域整備局下水道部長が出水期における排水ポンプ場の運転調整に係る通知を发出していることから、通知の内容を説明すること。
- 総務省中部管区行政評価局では、平成19年9月20日付けで、豪雨に関す

る行政評価・監視（評価・監視結果に基づく通知）として、国土交通省中部地方整備局に対して「排水ポンプの運転調整ルールを速やかに策定すること。」を通知していますが、国土交通省東北地方整備局では、10年以上経過した現在でも、策定していないことから説明をすること。

- (5) 福島県県建設事務所では、令和元年東日本台風（台風19号）による被災状況等のうち「令和元年台風19号災害の概要（令和元年11月）」として阿武隈川と逢瀬川の合流点（郡山市富久山町久保田周辺）の出水状況の写真は支流の流れが堰き止められることから公表していますが、①阿武隈川と逢瀬川の色の違い、②阿武隈川と笹原川の色の違いを説明すること。
- (6) 水防法では、国土交通大臣が郡山市に洪水予報を通知するよう定められていますが、令和元年東日本台風時、いつ、どのような内容を、どのような手段で伝達し、郡山市長はどのような反応をしたのか。時系列に整理し、正確に具体的に説明をすること。
- (7) 国土交通省が平成18年に開催した社会資本整備審議会河川分科会第3回安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討会の資料1では、昭和57年台風10号の豪雨により水害を被った大阪市寝屋川水系平野川水害訴訟（昭和58年4月4日提訴）の判決の概要として「下水道施設は、放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を備えていなければ、現実には雨水を排出することは不可能であり、適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していると解すべきである。」との判決理由から、第一審では下水道管理者の大阪市は敗訴し、第二審では大阪市と住民は和解しています。平成13年に通知を发出した後、20年が経過していますが、令和元年東日本台風では、越水後も郡山市の排水ポンプ場は運転を継続していたことから、どのような協議をしてきたのか。具体的かつ、時系列的に整理し、国の事務に瑕疵がないか、説明すること。併せて、国土交通省のトップページで公表すること。
- (8) これまで、台風による大雨が広範囲に断続的に降り河川が増水した時の治水対策の説明を求めてきましたが、郡山市議会議事録令和2年12月定例会12月15日では村上一郎郡山市上下水道管理者は、郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランは河川の水位が上がるようなことはないかと答弁しており市民の求める治水対策と大きな溝が生じています。
国土交通省が平成26年9月9日に登録した郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランは、若葉西町内会前町内会長が6号放流管の増設に反対していたことからのため、逢瀬川沿川住民がプランの説明会等に参画する機会が損なわれていました。同プランの根拠となる100mm/h安心プラン実施要綱や運用の概要、登録要件、台風による河川が増水時に対応したものなのか等について説明をすること。
- (9) 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランにより逢瀬川の築堤工事等をしてきた社会資本整備総合交付金は、平成28年2月に会計検査院法第30条の2の規定により国会報告をされていますが、国土交通省が会計検査院から指摘を受けた内容を説明すること。
- (10) 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所のホームページでは、阿武隈川水系流域治水プロジェクトとして、第2回阿武隈川上流流域治水協議会が開催され、排水ポンプ場の運転調整のルール、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（令和3年4月28日成立）等が掲載されていますので、特

定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法 水防法、都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 都市緑地法、建築基準法について、分かりやすく住民へ説明すること。

- (11) 郡山市西田町鬼生田地区の阿武隈川の河道は湾曲しており、その上流で水害が発生する流域特性があることから、新たな河道を設けて直線にする開削を実施する計画を策定し、そのうえで本件について、イラストなどを作成し説明すること。
- (12) 阿武隈川の川幅（横断長）、河床の標高を、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 千曲川・犀川の現状と課題の資料3と同様に、イラストなどを作成し説明すること。
- (13) 国土交通省北陸地方整備局による信濃川流域治水対策のリーフレットと東北地方整備局による阿武隈川流域治水対策の進捗状況の違いを比較し説明すること。
- (14) 令和2年（2020年）5月19日に両丹日日新聞に掲載された、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所、京都府中丹西土木事務所、福知山市が連携して行った排水機場の周囲に調整池を設置し、上流に洪水調整池を設置した事例について説明をすること。
- (15) 令和3年3月16日付けで、国土交通大臣、福島県知事、郡山市長あてに郡山市立地適正化計画の改定（案）に係るパブリックコメントに係る意見募集を提出するにあたり、ホームページ上に、令和元年東日本台風において受けた甚大な浸水被害の検証及び想定される災害リスクの分析を行い「流域治水」の考えを基本とした災害に強い「防災コンパクト都市」を目指すべく、「郡山市立地適正化計画」改定の案を作成したと記載があったことから、浸水被害の検証結果に係る住民説明会の開催を求めましたが開催されませんでした。
越水後も、郡山市が管理する雨水ポンプ場は排水しており、堤防が破堤、決壊した原因の一つと考えられますが、郡山市では、甚大な浸水被害の検証及び想定される災害リスクの分析をどのようにしたのか。浸水被害の検証に不備がないか。所管官庁として、越水後の対応が適切、適正なのか説明すること。
- (16) 平成29年10月26日に国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所が記者発表した台風21号に伴う降雨と出水速報では、ホットラインの実施、排水機場、排水ポンプ車による排水状況として、地図上に各排水機場、排水ポンプ車の稼働時間、内水の排除量を公表していることから、令和元年東日本台風においても、資料を作成し説明すること。
- (17) 阿武隈川の阿久津水位観測所の堤防の計画高水位（標高225.28m）、逢瀬川逢瀬橋の堤防の計画高水位（標高225.749m）であり、47cmの高低差しかありません。
逢瀬川の堤防は工事中であったことから、逢瀬川の堤防の高さ（天端）は、右岸では郡山市若葉町12-3地先は標高226.214m、左岸では新大窪橋周辺は標高226.264mしかありませんでした。（標高値は、勅使河原正之福島県議会議員を通じて福島県から入手）
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所が緊急情報として、令和元年10月13日0:50発表した「郡山市・須賀川市のはん濫発生による緊急情

報 台風19号に伴う防災情報(第10報)では、阿久津水位観測所の水位は、計画高水位8.68m(標高225.28m)を超過し1.25m上回る9.93m(標高226.53m)を記録し水位が上昇中にも係わらず、愛宕排水機場、館下排水機場、排水ポンプ車では水穴樋管、落合堀樋管から排水しており、逢瀬川の堤防の天端の高さを約30cm上回り越水後も排水していたことから、国の対応に不備があることから説明をすること。

- (18) 郡山市議会令和元年12月定例会(12月11日05)では、蛇石郁子議員の質問について、若竹裕之建設交通部長は、郡山市タイムライン(防災行動計画)に基づき、台風接近の3日前から福島国道河川事務所、福島県中建設事務所と連携し排水機場などの運転や排水樋管の操作に関して事前確認するなど、国・県と連携し河川管理施設の運転操作を実施、御代田地区への大型土のう設置や、愛宕川への排水ポンプ車を事前配備したと答弁していますが、郡山市との事前に確認をした内容を、時系列的に整理し説明をすること。

2 福島県知事

- (1) 令和元年東日本台風では、郡山市は梅田ポンプ場は朝4時まで稼働していたと郡山市議会に答弁していますが、逢瀬川の河川管理者である福島県知事は、梅田ポンプ場の運転について、どのように指示をしたのか時系列的に内容を表形式に整理して説明をすること。
- (2) 国土交通省では、平成13年6月27日に河川局治水課長や都市・地域整備局下水道部長が出水期における排水ポンプ場の運転調整に係る通知を发出し、既に20年以上経過していることから、逢瀬川の河川管理者である福島県と下水道管理者において、堤防の破堤による壊滅的な被害を防止するため、逢瀬川に排水する梅田雨水ポンプ場、下水道管理センター、横塚雨水ポンプ場の運転調整のルールについて、説明をすること。
- (3) 宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編)(令和2年1月)28ページでは、河川、下水道、農業排水の管理者が連携し、出水期における排水ポンプ場の運転調整の実施により洪水被害を軽減する。と記述されていますが、福島県地域防災計画では記述を確認できないことから、説明をすること。
- (4) 水防法では、福島県が郡山市に洪水予報を通知するよう定められていますが、いつ、どのような内容を、どのような手段で伝達し、郡山市長はどのような反応をしたのか。時系列に整理し、正確に具体的に説明をすること。
- (5) 阿武隈川の阿久津水位観測所の堤防の計画高水位(標高225.28m)、逢瀬川逢瀬橋の堤防の計画高水位(標高225.749m)であり、47cmの高低差しかありません。令和元年東日本台風では、逢瀬川逢瀬橋の水位計は標高226.85mを記録したとの説明だったことから、逢瀬川の堤防の計画高水位は約1.1m不足しています。そのため、逢瀬川の堤防の計画高水位は標高226.85mを上回る高さの堤防とし、国土交通省が阿武隈川本宮地区に整備した特殊堤と同じく、標高227.85m以上の特殊堤を整備すること。
- (6) バックウォーター現象とは、阿武隈川と逢瀬川の合流部で、支流の流れが堰き止められることですが、郡山市では逢瀬川の増水時に下水道管理センターに雨水ポンプを増設し、放流渠、樋門を整備する工事を、住民に説明することなく入札手続をしています。

下水道管理センターに新設する河川管理施設(放流渠、樋門)の操作規則や、福島県との協議の経緯を具体的に説明すること。

- (7) 昭和57年台風10号の豪雨により水害を被った大阪市寝屋川水系平野川水害訴訟(昭和58年4月4日提訴)における下水道管理者が敗訴した理由は、下水道管理施設(河川管理施設)は、適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していると解すべきである。との判決理由であったことから、逢瀬川に排水する開成山樋門の改修、その他の樋門、樋管に係る滞留防止措置の具体的な工事内容、安全度をどのように確保するか説明をすること。
- (8) 福島県議会平成23年9月定例会(10月15日)では、今井久敏議員が、平成23年台風15号により郡山市若葉町付近から越水したため築堤を急ぐ必要があると質問したところ、福島県土木部長は、緊急的に土のう積み工を実施し、次の出水に備え、築堤工事を先行して進めると答弁していますが、築堤工事が遅延していることから、福島県議会の答弁との食い違いを説明をすること。
- (9) また、郡山市議会令和元年12月定例会(12月11日05)では、蛇石郁子議員の質問について、若竹裕之建設交通部長は、郡山市タイムライン(防災行動計画)に基づき、台風接近の3日前から福島国道河川事務所、福島県中建設事務所と連携し排水機場などの運転や排水樋管の操作に関して事前確認するなど、国・県と連携し河川管理施設の運転操作を実施、御代田地区への大型土のう設置や、愛宕川への排水ポンプ車を事前配備したと答弁していますが、逢瀬川の堤防の低い箇所に事前に土のうを設置せず、福島県議会平成23年9月定例会(10月15日)における今井久敏県議会議員への答弁と食い違い次の出水に備えなかったことについて説明をすること。
- (10) 平成27年10月21日(水)に若葉会館において福島県中建設事務所星尚克主幹(兼)事業部長、矢部栄光河川砂防課長に対して、新大窪橋～幕ノ内橋は護岸がないことから早期築堤を要望しましたが、矢部栄光課長は、「大窪橋～咲田橋間はまっすぐ流れていることから危険性が高いとは言えない。」と回答しました。住民が納得する説明をすること
- (11) 福島県が公表している社会資本総合整備計画のうち郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランの事業評価について説明をすること。
- (12) 令和元年11月19日に郡山市長が福島県知事に緊急要望をした逢瀬川の河川整備計画の見直しに係る説明をすること。
また、開成山排水区の雨水を逢瀬川に排水する河川管理施設(開成山樋門)の改修工事は、阿武隈川と逢瀬川の合流部でバックウォーター現象が発生し、逢瀬川の水の流れが堰き止められるため、112号雨水幹線の上流部に洪水調整池を整備すること。
- (13) 岐阜県牧田川園域河川整備計画(平成27年10月変更)45ページでは、住民の意見を取り入れ、洪水調整池の整備や排水機場の運転調整のルールを定めることが記述されていますが、福島県が策定した郡山園域河川整備計画(逢瀬川)は、記述を確認できないことから、説明をすること。
- (14) 令和元年東日本台風により水害を被った郡山市谷田川では、福島県中建設事務所が、令和2年5月7日に随意契約を行い「谷田川流域の被災流量の規模を推定し、越水被害の要因を検証し、河川事業計画の見直しをするため」河川事業計画策定業務を発注していますが、郡山市逢瀬川では河川整備計画の見直

- しが遅延している理由を説明すること。
- (15) 新大窪橋から咲田橋の逢瀬川右岸などは、国の補助金を利用して、令和元年9月に発注されていたが、工事が大幅に遅延し、令和3年5月現在も築堤工事が完成していないことから説明すること。
 - (16) 咲田橋の架け替えに伴い逢瀬川右岸（若葉町側）事業者2戸の事業所が、突然、令和3年2月26日に移転するよう連絡があり困惑していることから、経緯などを詳しく説明すること。
 - (17) 逢瀬川は、福島県の職員が行う業務を発注者支援事業者に依頼しているが、請け負った業者の業務内容、毎年度の支払額、業者名、自ら県職員が行わず業者に発注する必要性を表形式にして、説明すること。
 - (18) 福島県議会令和2年6月定例会に、越水した新大窪橋から開成山樋門の築堤工事を令和3年度予算で工事をすること。また、堤防を安全な高さにするための請願をした。咲田橋下流から開成山樋門間の築堤工事の完成年度の前倒しについて説明すること。
 - (19) 令和2年3月23日に公表した令和2年度工事等の発注見通しでは、令和2年7月に咲田橋の工事用道路工、仮橋工が発注され、9カ月で完成することになっているが遅延していることから説明すること。
 - (20) 令和3年5月20日に公表した令和3年度工事の発注見通しでは、計画になかった逢瀬橋から下流の富久山町久保田、横塚3丁目の堤防強化工事が行われ、令和3年度に咲田橋の架け替え工事が行われないことから説明すること。
 - (21) 令和元年11月に福島県県中建設事務所が公表した令和元年台風19号の災害概要は富田水位観測所の水位は掲載されているが、令和2年2月22日の住民説明会で説明した逢瀬橋の水位計の記録が欠落しており、バックウォーター現象がわかる貴重な記録であることから追加すること。
 - (22) 令和元年東日本台風では、逢瀬川右岸12-3地先の堤防の川裏側の法面の土砂が住宅地や市道に流入し復旧作業を妨げ、住宅地に流入した土砂は個人で除去するよう言われたが説明すること。
 - (23) 1の国土交通省への質問要旨（7）については、福島県においても同様に説明と、経緯の公表をすること。

<p>(再掲)</p> <p>(6) バックウォーター現象とは、阿武隈川と逢瀬川の合流部で、支流の流れが堰き止められることですが、郡山市では逢瀬川の増水時に下水道管理センターに雨水ポンプを増設し、放流渠、樋門を整備する工事を、住民に説明することなく入札手続をしています。</p> <p>下水道管理センターに新設する河川管理施設(放流渠、樋門)の操作規則や、福島県との協議の経緯を具体的に説明すること。</p>	<p style="text-align: center;">回答内容(福島県)-令和3年6月23日付 陳情書-</p> <p><上下水道局下水道整備課></p> <p>福島県との協議は、樋門の工事方法や工事時期など計12回実施しました。また、樋門の操作規則については、今後、関係機関と協議を行ってまいります。</p>
<p>(再掲)</p> <p>(7) 昭和57年台風10号の豪雨により水害を被った大阪市寝屋川水系平野川水害訴訟(昭和58年4月4日提訴)における下水道管理者が敗訴した理由は、下水道管理施設(河川管理施設)は、適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していると解すべきである。との判決理由であったことから、逢瀬川に排水する開成山樋門の改修、その他の樋門、樋管に係る滞留防止措置の具体的な工事内容、安全度をどのように確保するか説明すること。</p>	<p><上下水道局経営管理課></p> <p>下水道法第1条(この法律の目的)では、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し」とされていることから、これまで計画的に実施してきた浸水被害の軽減に向けた下水道施設の整備を継続するとともに、新たな取り組みとして、河川増水時の排水樋門の開閉作業を流向計の計測値等をもとに適時・的確に行う遠隔操作化を進めてまいります。</p>
<p>(再掲)</p> <p>(12) 令和元年11月19日に郡山市長が福島県知事に緊急要望をした逢瀬川の河川整備計画の見直しに係る説明をすること。</p> <p>また、開成山排水区の雨水を逢瀬川に排水する河川管理施設(開成山樋門)の改修工事は、阿武隈川と逢瀬川の合流部でバックウォーター現象が発生し、逢瀬川の水の流れが堰き止められるため、112号雨水幹線の上流部に洪水調整池を整備すること。</p>	<p><上下水道局経営管理課> ※P16の(7)と同主旨</p> <p>現在、県で進めている逢瀬川の改修は、下水道整備地区に降った雨水(内水)の排水量に対応したものとなっているため、河川水位の低下を目的とした雨水貯留施設を雨水幹線の周辺において新規に整備する計画は現時点ではありません。</p>

回答内容（郡山市）-令和3年6月23日付 陳情書-																						
<p>3 郡山市長</p> <p>(1) 台風による大雨が断続的に降り河川が増水した時に水害を被ってきました。局地的な集中豪雨に対応した郡山市ゲリラ豪雨9年プランによる雨水貯留管の整備、雨水幹線の整備の説明ではなく、これまでの郡山市の水害は台風によるものであり、令和元年東日本台風により多大水害を被ったことから、台風による大雨が断続的に降り河川が増水した時の郡山市の治水対策を説明すること。</p>	<p><建設交通部河川課></p> <p>本市の「治水対策」としては、東日本台風において甚大な浸水被害のあった準用河川照内川、愛宕川、徳定川の整備促進や、市管理河川の河道掘削による水位低下策により、浸水被害の軽減を図ってまいります。</p> <p>また、田んぼダムの普及促進や、農業用ため池の事前放流などの貯留機能を向上させる対策を実施してまいります。</p>																					
<p>(2) 令和元年東日本台風の際に、国土交通省や福島県から水防法による洪水予報やホットラインを、郡山市長はどのような伝達手段で、いつ受け、どのような内容で、どのような反応をしたのか。時系列に整理し、正確に具体的に説明をすること。</p>	<p><建設交通部河川課></p> <p>国からの洪水予報及びホットラインは下記のとおりです。</p> <p>【洪水予報】</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>2019年10月12日</td> <td>20:15</td> <td>氾濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22:10</td> <td>氾濫危険情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22:44</td> <td>氾濫危険情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23:15</td> <td>氾濫危険情報</td> </tr> <tr> <td>13日</td> <td>0:53</td> <td>氾濫発生情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1:47</td> <td>氾濫発生情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13:29</td> <td>氾濫発生情報</td> </tr> </table>	2019年10月12日	20:15	氾濫警戒情報		22:10	氾濫危険情報		22:44	氾濫危険情報		23:15	氾濫危険情報	13日	0:53	氾濫発生情報		1:47	氾濫発生情報		13:29	氾濫発生情報
2019年10月12日	20:15	氾濫警戒情報																				
	22:10	氾濫危険情報																				
	22:44	氾濫危険情報																				
	23:15	氾濫危険情報																				
13日	0:53	氾濫発生情報																				
	1:47	氾濫発生情報																				
	13:29	氾濫発生情報																				

	<p>【ホットライン】</p> <p>2019年10月11日 8:45 台風の前線情報及びリエゾン 派遣体制の確認</p> <p>12日 15:20 20時頃の阿武隈川氾濫危険水位到達予定</p> <p>19:43 21時頃の阿武隈川氾濫危険水位超過</p> <p>国からの11回のホットラインのうち記録にあるものは、上記の3回であります。</p> <p>また、県からの水位周知は下記のとおりです。</p> <p>【水位周知】</p> <p>2019年10月12日 21:41 避難判断水位3.0mを突破 FAXによる通知</p>
<p>(3) 令和3年3月16日付けで、国土交通大臣、福島県知事、郡山市長あてに郡山市立地適正化計画の改定(案)に係るパブリックコメントに係る意見募集を提出するにあたり、ホームページ上に、令和元年東日本台風において受けた甚大な浸水被害の検証及び想定される災害リスクの分析を行い「流域治水」の考えを基本とした災害に強い「防災コンパクト都市」を目指すべく、「郡山市立地適正化計画」改定の案を作成したと記載があったことから、浸水被害の検証結果に係る住民説明会の開催を求めましたが開催されませんでした。</p> <p>越水後も、郡山市が管理する雨水ポンプ場は排水しており、堤防が破堤、決壊した原因の一つと考えられますが、郡山市では、甚大な浸水被害の検証及び想定される災害リスクの分析をどのようにしたのか。浸水被害の検証に不備がないか。説明をすること。</p>	<p><都市整備部都市政策課></p> <p>「郡山市立地適正化計画」の改定に当たっては、当計画の改定案に市民の意見を幅広く反映するため、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、パブリックコメントを令和3年2月26日から3月25日にかけて行ったものです。</p> <p>当計画の改定に関わる甚大な浸水被害の検証及び想定される災害リスクの分析については、令和2年9月に国土交通省が改訂した「立地適正化計画作成の手引き」に基づき、居住促進区域内における浸水被害の検証や確率規模別の浸水想定、浸水継続時間、建築物の高さ等による災害リスク分析及び災害リスクの高い地域とその課題などを整理したものです。</p>

<p>(4) 郡山市立地適正化計画の改定のためパブリックコメント（意見募集）をした際に、改定案の段階で住民説明会の開催を求めたが、住民説明会を開催し住民の意見を反映することなく、郡山市立地適正化計画の改定をしたが、所管官庁として、越水後の対応が、適切、適正なのか説明すること。</p>	<p><都市整備部都市政策課> ※P14の(3)と同主旨 同上</p>
<p>(5) バックウォーター現象とは、阿武隈川と逢瀬川の合流部で、支流の流れが堰き止められ逢瀬川の堤防の決壊が引き起こされるケースもあることですが、昭和57年台風10号の豪雨により水害を被った大阪市寝屋川水系平野川水害訴訟（昭和58年4月4日提訴）で下水道管理者が敗訴した理由は、「下水道施設は、放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を備えていなければ、現実には雨水を排出することは不可能であり、適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していると解すべきである。」との理由から、第二審では住民と和解しています。</p> <p>浸水被害を最小限に食い止め、市民の安全性を確保するために郡山市の下水道施設や河川管理施設（雨水ポンプ場、樋門、樋管、雨水幹線）をどのように改修するのか説明をすること。</p>	<p><上下水道局経営管理課> ※P12の(7)と同主旨</p> <p>下水道法第1条（この法律の目的）では、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し」とされていることから、これまで計画的に実施してきた浸水被害の軽減に向けた下水道施設の整備を継続するとともに、新たな取り組みとして、河川増水時の排水樋門の開閉作業を流向計の計測値等をもとに適時・的確に行う遠隔操作化を進めてまいります。</p>
<p>(6) 郡山市議会平成25年定例会（12月9日04号）では、安齋真知子議員の質問について、柳沼正晃郡山市建設交通部長は、「浸水区域の上流域にある貯水池などを利用して雨水の急激な流出を抑制することは、水害対策を進める上で有効な手段である。大森高志郡山市農林部長は池の底を下げることは貯水量がふえるため、浸水対策の1つとして有効な手段であると認識している。」と答弁しており、過去の郡山市議会での答弁と整合性を図り、開成山樋門から逢瀬川への排水量を減らすため、浸水区域の上流域にある貯水池を洪水調整池として活用すること。</p>	<p><財務部公有資産マネジメント課></p> <p>※旧豊田貯水池の利活用を基本とした回答</p> <p>郡山市では「気候変動」をまちづくりのリスク要因として、今後はすべての制度設計を気候変動対応型とすることが重要と考えており、旧豊田貯水池の利活用についても、こうした考え方を基本に検討していきたいと考えております。具体的には、旧豊田貯水池がもともと持っている自然の力を活用する「グリーンインフラ」の考え方に基づいて、透水性の舗装や植栽を取り入れたレインガーデンによって、敷地内に降った雨を緑地にゆっくりと浸透させる雨水流出抑制機能を取り入れた利活用案を基本として検討しております。</p> <p>旧豊田貯水池の利活用につきましては、現在様々な御要望をいただいておりますことから、今後とも市民の皆様とともに考え、様々な御意見やアイデア等をいただきながら意見集約の過程を経て、具体的な計画案を策定してまいりたいと考えております。</p>

<p>(7) 令和2年8月29日の住民説明会資料13ページでは、6号幹線放流管は、「短時間の集中豪雨では河川の水位は増水しにくい。」との記載があったが、福島県議会平成23年9月定例会において今井久敏議員が一般質問をしているとおり、若葉町新大窪橋付近では越水していることから、6号放流管の増設工事には反対する。学校の校庭の地下、ザ・モール郡山店の駐車場の地下、安積黎明高校西側空き地（金田建設所有）等を利用した雨水貯留槽の整備をすること。</p>	<p><上下水道局下水道整備課></p> <p>ご指摘の「新大窪橋付近では越水している」ことは、台風による阿武隈川及び逢瀬川の増水によるものであり、短時間集中豪雨では河川水位は上昇しにくいと考えております。短時間集中豪雨では既設管路の流下能力以上の流量となってしまう、赤木小学校周辺で浸水被害が発生しておりますので、逢瀬川へのすみやかな排水を行うことで浸水被害の軽減を図りたいと考えております。</p> <p>また、6号幹線放流管の増設工事につきましては、平成23年12月7日付け請願第10号「赤木小学校周辺の内水害対策に関する請願」が市議会で採択され、雷雨の際の浸水被害への対応として整備しているものです。</p> <p>現在、県で進めている逢瀬川の改修は、下水道整備地区に降った雨水（内水）の排水量に対応したものとなっているため、河川水位の低下を目的とした雨水貯留施設を新規に整備する計画は現時点ではありません。</p>
<p>(8) 逢瀬川では、水の流れが堰き止められるバックウォーター現象が発生することから、下水道管理センターの放流渠や樋門の整備、雨水ポンプの増設には反対する。下水道管理センターの周囲に、国、福島県と連携し、洪水調整池を整備すること。</p>	<p><上下水道局下水道整備課></p> <p>下水道管理センターには、合流式下水道地区の水が集約され、県中浄化センターに排水されますが、ゲリラ豪雨等により増水した場合、排水しきれない水が地上に溢れてしまうため、下水道管理センターの排水ポンプで逢瀬川に排水しております。</p> <p>合流式下水道地区には若葉・赤木地区の5号幹線も含まれており、若葉地区での浸水被害を軽減するためにも、下水道管理センターの放流渠や樋門の整備、雨水ポンプの増設について、ご理解とご協力をお願いします。</p>
<p>(9) 郡山市議会令和元年12月定例会（12月11日05）では、蛇石郁子議員の質問について、若竹裕之建設交通部長は、郡山市タイムライン（防災行動計画）</p>	<p><建設交通部河川課></p> <p>愛宕川につきましては、市管理河川であり、流末が国の排水機場で</p>

<p>に基づき、台風接近の3日前から福島国道河川事務所、福島県中建設事務所と連携し排水機場などの運転や排水樋管の操作に関して事前確認するなど、国・県と連携し河川管理施設の運転操作を実施、御代田地区への大型土のう設置や、愛宕川への排水ポンプ車を事前配備したと答弁しているが、逢瀬川の堤防の低い箇所に土のうの設置を依頼しなかったのか説明をすること。</p>	<p>あるため、阿武隈川の増水時への対応として排水ポンプ車の事前配備を河川管理者として、国に依頼したものであります。</p> <p>御代田地区につきましては、台風の前に市へ大型土のうの設置について、地元から要望があったことから、国に依頼したものであります。</p>
<p>4 (共通) 国土交通大臣、福島県知事、郡山市長</p> <p>(1) 令和2年8月29日住民説明会議事録【次第7 質疑応答】の「次回説明してほしい」「図面で提示する」「再度検討」「再度説明」「資料を提示したい」「考えてほしい」「実現してください」等の回答をすること。</p> <p>(2) 令和2年8月29日住民説明会議事録の【説明会後に頂いた質問・意見】の回答をすること。</p> <p>(3) これまでの陳情事項に対する回答をすること。</p> <p>(4) (1)～(3)については令和2年8月29日住民明会時に、令和2年2月22日住民説明会議事録の【質疑応答】の指摘事項の回答と同様に1項目ごと説明と質疑応答を行い、納得いく説明をすること。</p>	

令和3年5月10日付け陳情書に対する回答

陳 情 書

令和3年5月10日

郡山市長 品川 萬里 様

(陳情者住所・氏名)

郡山市若葉町1-21

福島県一級河川遼瀨川堤防建設・内水対策期成会会長

若葉西町内会会長 白土 政穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4

遼瀨川町内会連合会会長 伊藤 利彦

郡山市大町2-11-14

大重町内会会長 熊倉 善重

郡山市若葉町19-2

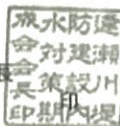
若葉東町内会会長 武田 敏行

郡山市咲田2-25-25

新咲田町内会会長 阿部 謙

郡山市桜木1-4-15

桜木一丁目町内会会長 高田 一郎



(件名) 国や福島県の補助金を活用して、台風が上陸し遼瀨川の増水時に下水道管理センターに隣接する横塚ポンプ場から内水を排水する計画に係る住民説明会の開催を求める陳情書

[陳情趣旨]

- 1 台風の上陸時に阿武隈川では福島県郡山市西田町鬼生田地区に河道の湾曲部や狭窄部があり、郡山地区は下流に水が流れず水位が上昇しやすい特徴があります。
- 2 台風上陸時に遼瀨川では、阿武隈川の湾曲部や狭窄部が原因となりバックウォーターが発生し、阿武隈川の水が流入し、水位が上昇しやすく堤防から越水、破堤しやすい状況です。
- 3 郡山市のゲリラ豪雨対策9年プランは、郡山市議会令和2年12月定例会において、村上一郎上下水道管理者が説明したとおり、台風性の水害の発生を全く考慮していない事業であり、市民の命や財産を守ることができない計画です。
- 4 郡山市では、国土交通省の事業関連携下水道事業、郡山市の雨水対策事業(防災・安全交付金)や福島県の補助金により、郡山市横塚地区の下水道管理センターに隣接する横塚ポンプ場のポンプを増設し遼瀨川に内水を排水する樋門や放流渠の築造工事を発注する予定ですが、これまで、遼瀨川沿川の住民には一切の説明がありません。
- 5 台風上陸時に阿武隈川の水が流入する遼瀨川では、増水時に内水を排水すると、更に水位が上昇し、堤防からの越水、破堤につながることから、横塚ポンプ場の増設工事に同意はしていません。

- 6 京都府福知山市由良川流域の事例と同様に、横塚ポンプ場の周囲に内水を貯留できる調整池を設けることが最善の方法です。

[陳情事項]	回答内容（郡山市）-令和3年5月10日付 陳情書-
<p>1 逢瀬川では阿武隈川の水が流入するバックウォーターが発生し、開成山排水樋門でも越水被害が発生したことから、郡山市長者方面に降った雨は、国、福島県、民間企業に協力を求め、6号放流管を整備し赤木排水樋門から逢瀬川に排水したり、新たに整備した119号雨水幹線から114号雨水幹線を経由し開成山排水樋門から逢瀬川に排水するのではなく、安積黎明高校、芳山小学校、郡山第二中学校の校庭の地下や、ザ・モール駐車場の地下を利用し降雨時の雨水を貯留すること。</p>	<p><上下水道局経営管理課> ※P16の(7)と同主旨 現在、県で進めている逢瀬川の改修は、下水道整備地区に降った雨水(内水)の排水量に対応したものとなっているため、河川水位の低下を目的とした雨水貯留施設を新規に整備する計画は現時点ではありません。</p>
<p>2 郡山市開成山方面に降った雨は、114号雨水幹線から旧豊田貯水池への導水管(約200m)を整備し、旧豊田貯水池の地下を利用するとともに、掘り下げて、降雨時の雨水を30万トン以上貯留できるようにすること。</p>	<p><財務部公有資産マネジメント課> ※P15の(6)と同主旨 ※旧豊田貯水池の利活用を基本とした回答 郡山市では「気候変動」をまちづくりのリスク要因として、今後はすべての制度設計を気候変動対応型とすることが重要と考えており、旧豊田貯水池の利活用についても、こうした考え方を基本に検討していきたいと考えております。具体的には、旧豊田貯水池がもともと持っている自然の力を活用する「グリーンインフラ」の考え方に基づいて、透水性の舗装や植栽を取り入れたレインガーデンによって、敷地内に降った雨を緑地にゆっくりと浸透させる雨水流出抑制機能を取り入れた利活用案を基本として検討しております。 旧豊田貯水池の利活用につきましては、現在様々な御要望をいただいておりますことから、今後とも市民の皆様とともに考え、様々な御意見やアイデア等をいただきながら意見集約の過程を経て、具体的な計画案を策定してまいりたいと考えております。</p>
<p>3 台風上陸時に阿武隈川の水が流入する逢瀬川では、増水時に内水を排水すると、横塚ポンプ場の増設が原因となり、更に水位が上昇し、堤防からの越水、破壊につながることから、国、福島県、民間企業に協力を求め、京都府福知山市由良川流域の事例と同様に、横塚ポンプ場、梅田ポンプ場の周囲に内水を貯留できる調整池を整備すること。</p>	<p><上下水道局経営管理課> ※P16の(7)と同主旨 現在、県で進めている逢瀬川の改修は、下水道整備地区に降った雨水(内水)の排水量に対応したものとなっているため、河川水位の低下を目的とした雨水貯留施設を雨水ポンプ場の周辺において新規に整備する計画は現時点ではありません。</p>

<p>4 災害対策基本法、河川法、水防法は、災害の発生を防止したり、被害を軽減することを目的にしていますが、郡山市では、台風が上陸する阿武隈川の西田町鬼生田地区の河道は狭窄し湾曲しているため、上流で水害が発生する流域特性を、国、福島県の責任としています。</p> <p>郡山市のゲリラ豪雨対策9年プランは台風による水害を助長するものであることから、市報（広報こおりやま）、報道発表、逢瀬川沿川町内会全戸に開催案内のチラシを配布し、多くの住民が参加できる週末に、郡山市長が出席した住民説明会を開催すること。</p>	<p><上下水道局下水道整備課></p> <p>郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランは、従前の計画を超える局地的な大雨（ゲリラ豪雨）による浸水被害に対して、被害の軽減を図るための取り組みであり、河川の整備により水位を下げる対策のほか、74mm/h、23mm/10分の局地的大雨（ゲリラ豪雨）に対し雨水貯留施設等により雨水の流出を抑制するなどのハード対策や止水板設置等のソフト対策を実施しています。</p> <p>なお、本市が整備する雨水貯留施設は、川から溢れた水を貯めるための施設ではなく、局地的大雨（ゲリラ豪雨）により雨量が一時的に下水道の排水能力を超えることで発生する内水氾濫に対し効果を発揮します。</p>
<p>5 住民説明会の開催は、阿武隈川の水が逢瀬川に流入するバックウォーターが原因であることから、阿武隈川の河川管理者の国土交通大臣や、逢瀬川の河川管理者の福島県知事、土木部長、危機管理部部長も同席すること。</p>	
<p>6 住民説明会の資料及び議事録は、逢瀬川沿川の住民全戸に配布するとともに、郡山市のホームページのトップ画面で公表すること。また、議事録は、住民の質問の意図の前後関係を含め正確に市民に伝えるため、住民の確認を得た後、公表すること。</p>	

令和3年4月19日付け陳情書に対する回答

陳 情 書

令和3年4月19日

郡山市長

品川 万里 様

(提出者住所・氏名)

郡山市若葉町1-21

福島県一級河川遼瀨川堤防建設・内水対策期成会会長

若葉西町内会会長

白土 政穂



郡山市富久山町久保田字乙高76-4

遼瀨川町内会連合会会長 伊藤 利彦



郡山市大町2-11-14

大重町内会会長 熊倉 善重



郡山市若葉町19-2

若葉東町内会会長 武田 敏行



郡山市咲田2-25-25

新咲田町内会会長 阿部 謙



郡山市桜木1-4-15

桜木町内会会長 高田 一郎



(件名) 福島県郡山市旧豊田貯水池を特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法案に沿って雨水貯留対策を強化するため貯留機能保全区域とし雨水を貯留する調整池とすることの陳情について

福島県郡山市遼瀨川沿川住民は、度重なる水害により被害を被ってきましたが、令和元年東日本台風により、再び、被害にあった遼瀨川沿川5町内会1町内会連合会は、令和3年3月25日に開催された郡山市議会旧豊田貯水池活用特別委員会における参考人からの意見聴取に出席しました。郡山市が災害対策基本法、河川法、水防法に定められた災害の発生防止、被害の軽減を図ることを最優先に考え、我が国の法律を遵守し、遼瀨川の水位の上昇を抑制するためには、市内高台の大地に降った雨水を、ゆっくり流す流域治水の考え方に沿って12万トンの貯水量がある旧豊田貯水池を調整池として活用することが、市民の生命や財産をまもるために最も有効な活用であることを、以下のとおり、意見を述べました。

国、福島県が郡山市に補助金や交付金を助成していますが、現在、郡山市が実施している台風の大雨による阿武隈川や遼瀨川の増水時にも雨水を排水する浸水対策(郡山地区事業間下水道事業、郡山市の雨水対策事業(防災・安全交付金))は、地域住民の参画を得たり、意見を反映させたものではないことから見直しを求めます。

1 阿武隈川や遼瀨川の特徴について

(1) 昭和61年8月の水害以降、市内に降った雨水を排水するため阿武隈川や支流の遼瀨川、谷田川などに雨水ポンプ、雨水幹線、排水樋門の整備が行

われてきました。

(2) 阿武隈川では、台風が日本列島に沿って北上すると、平成12年の東海豪雨災害で問題となった鶴の首狭窄部が、郡山市西田町にあり下流に水が流れず水位が上昇するバックウォーターが発生して、支流の逢瀬川、谷田川などに阿武隈川の水が流入し、水位が上昇しやすい特徴があります。

(3) 国や県議会議員によれば、「狭窄部の流れを良くする開削を行うと下流の本宮地区で被害が発生する。」との回答でした。

(4) このことから、逢瀬川では、阿武隈川の水が流入し水位が上昇する特徴がある中で、雨水を排水する排水樋門や雨水ポンプを整備し、排水を続けると、越水被害が発生します。

2 開成山樋門から排水する119号雨水幹線について

(1) 119号雨水幹線は長者一丁目付近の浸水被害の軽減を図るため整備されていますが、114号雨水幹線に接続し開成山樋門から逢瀬川に排水されません。

(2) 令和元年東日本台風では、市内高台の雨水が開成山樋門から逢瀬川に水しぶきが高く上がる程の勢いで鉄砲水として排水され、対岸の護岸に当たり、その後、水位は急激に上昇し咲田橋の欄干にぶつかった後、両岸から越水した濁流は住宅地や標高の低い駅前方面に流れ甚大な被害が発生しました。

(3) 開成山樋門下流の赤木地区では、町内会長等との郡山市長との懇談会等において、6号放流管の増設に反対してきた経緯からか、119号雨水幹線の整備について、郡山市からの説明はなく工事が行われていました。

(4) 令和3年2月19日に郡山市長が出席した阿武隈川上流流域治水協議会では、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法案」として、①下水道の樋門等の操作ルールの策定の義務付け、②雨水貯留対策を強化するため貯留機能保全区域の創設が示されました。

(5) 国の法制化を踏まえると、①逢瀬川の開成山樋門が閉められると内水氾濫が発生し、②樋門が開かれた状態だとバックウォーターの発生で越水するため、標高の高い虎丸、長者地区の雨水は、当該地区で貯留するため、旧豊田貯水池を調整池として活用することが必要です。

3 旧豊田貯水池を調節池として活用することについて

(1) 郡山市議会平成25年12月定例会(12月9日04)、安斎真知子議員の質問に対し、郡山市は、「浸水区域の上流にある貯水池などを利用して雨水の急激な流出を抑制することは、水害対策を進める上で有効な手段であると答弁していますが、台風の大雨により逢瀬川の水位が上昇時にも、開成山排水樋門から市内高台の大量の雨水を開成山排水樋門から逢瀬川に排水することから、過去の答弁と整合性や一貫性がありません。

(2) 郡山市議会平成27年3月定例会、久野三男議員の質問に対し、郡山市は「浸水被害対策本部において、池の管理の件とあわせて、まず優先的に浸水被害対策をすべきとの結論になり、池周辺、赤木町、若葉町及び荒池下流域の負担軽減を図ることが最適と判断できることから、今回、旧豊田貯水池を調節池として活用するための雨水流入路整備工事を予算計上しているもので、下流域の住民の方々からは高い評価と期待を寄せられている」と答弁しています。

(3) 我が国は法治国家ですので法律で定められたことを守り、多数決で決めるのではなく、阿武隈川の水が流入し水位が上昇しやすい逢瀬川流域の負担軽減を図るためには郡山市浸水対策本部の結論のとおり、憲法で保障された市民の生命や財産を守るためにも調整池とするべきです。

4 郡山市と同様の被害が発生する京都府福知山市由良川流域事例

(1) 京都府福知山市由良川流域では、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害以降、国、京都府、福知山市が連携して治水対策を行い、排水ポンプの運転調整停止に備え、雨水ポンプ場の周囲に調整池を設けたり、市街地の上流のため池を、平常時は水を貯めずに空にしておき、大雨時は雨水を貯留できるよう治水用に転用しました。

(2) 旧豊田貯水池は市議会議事録によれば①水を貯めていた時には異臭が発生したこと。②周辺には駐車場が少なく確保したいこと。③標高の高い場所へのポンプアップは費用がかかること。④貴重な水辺空間として都市公園や音楽堂を整備したいこと。は存じ上げています。

(3) しかし、①京都府福知山市では、平常時は水を貯めていませんので底面をアスファルトにすれば解決できます。②郡山市とザ・モール郡山が協定を締結し平面駐車場を立体化すれば解決できます。③令和元年東日本台風では、日本経済新聞によれば星総合病院だけでも約 25 億円の被害があったとのこと。④人の命は貨幣に変えることができない尊いものであり、水害で亡くなった人は戻ってきません。そのため経済合理性や費用対効果などを指標とするのは困難です。

(4) 郡山市の利便性を求めるより前に、国の流域治水対策の考え方に則り、

憲法に保障された命を守ること、災害対策基本法、河川法、水防法に定められた災害の発生防止、被害の軽減を図ることを最優先に考えた住みやすい郡山市にするため、大地に降った雨（内水）をゆっくり流す京都府福知山市の優良事例と同様に、郡山市でも、お金で買うことができない人の命を守るため旧豊田貯水池を調整池として活用することが最も有効な活用方法です。

回答内容（郡山市）-令和 3 年 4 月 19 日付 陳情書-

<財務部公有資産マネジメント課> ※P 15 の（6）と同主旨

※旧豊田貯水池の利活用を基本とした回答

郡山市では「気候変動」をまちづくりのリスク要因として、今後はすべての制度設計を気候変動対応型とすることが重要と考えており、旧豊田貯水池の利活用についても、こうした考え方を基本に検討していきたいと考えております。具体的には、旧豊田貯水池がもともと持っている自然の力を活用する「グリーンインフラ」の考え方に基づいて、透水性の舗装や植栽を取り入れたレインガーデンによって、敷地内に降った雨を緑地にゆっくりと浸透させる雨水流出抑制機能を取り入れた利活用案を基本として検討しております。

旧豊田貯水池の利活用につきましては、現在様々な御要望をいただいておりますことから、今後とも市民の皆様とともに考え、様々な御意見やアイデア等をいただきながら意見集約の過程を経て、具体的な計画案を策定してまいりたいと考えております。

令和2年8月29日合同説明会での質疑に関する回答

質疑（当日回答していないもの）	回答内容（郡山市）
<p>・ 昔は高台の土地に雨が降った時に畑や田に雨水を貯める機能があったが、都市計画などでモールやベニマル、市役所などの大型商業施設建設の際に雨水貯留槽の設置を指示することはしないのか。駐車場については透水性舗装としてなるべく雨水幹線に負担をかけないように市で指導しないのか。それをすれば、雨水管をもって逢瀬川に流すことは十分に防げるのではないのか。大きい建物を建てる場合には貯留槽の設置を都市計画に含めることによって、雨水の排水を雨水幹線ばかりに頼らないようお願いしたい。</p>	<p><都市整備部開発建築指導課> 雨水貯留槽等の設置については、大型商業施設等の建設に際し、都市計画法第29条の開発行為の許可を必要とする場合において、開発許可における技術基準に従い指導しております。</p>
<p>・ 蛇石議員は森林の除染していない水が逢瀬川に流れ越水したと指摘しているが、具体的な数値が一切ない。説明していただきたい。</p>	<p><生活環境部原子力災害総合対策課> 当時、除去土壌等搬出業務の詰替場として使用していた若葉公園の空間放射量率については、資料に記載のとおりであります。台風通過前の10月10日の値と比べて、浸水後の10月14日の値に著しい変化はみられませんでした。</p>
<p>・ 期成会作成の資料1は大事なことなので見て欲しい。平成12年の東海豪雨の際には計画高水位になっても排水ポンプが運転されていたため、堤防が決壊したり、越水したり被害があった。だから今後は運転調整が必要になるという国の通知です。これは河川事業関係例規集という厚い本にも載っています。なぜか今回、郡山市の雨水ポンプ場はずっと稼働していたとなっています。これは市の責任ではないのか。次回に説明をしてもらいたい。</p>	<p><上下水道局下水道保全課> 雨水ポンプ場は、台風や大雨の際の内水排除を目的に設置された施設で、そのため運転したものであり、内水被害の軽減に努めているものであります。 また、ポンプ施設の運転調整については、河川管理者等と引き続き協議を進めてまいります。</p>

<p>・年々気象条件も厳しくなり、ゲリラ豪雨が頻発していて、内水処理もままならない状態です。今日はいろいろと計画を示していただいたが、赤木貯留管の容量もあまり期待できないと思いました。堤防工事の全体完了が令和8年度というので、まだまだかかると思いました。今日の資料にもありますが、豊田浄水場跡地は学習施設等の計画もあるようですが、若葉町周辺地域から見れば高台の地域である虎丸や清水台や長者町などの水を貯める施設にぜひ活用していただきたい。市長も過去に議会や町内会長との懇談会等で明言されていますので実現するものと期待しています。今回示されたいろいろな整備計画はまだまだ時間が掛かりますので、今ある豊田浄水場というインフラを活用して早く低コストで整備できると思います。ぜひとも実現してください。</p>	<p><財務部公有資産マネジメント課> ※P15の(6)と同主旨 ※旧豊田貯水池の利活用を基本とした回答</p> <p>郡山市では「気候変動」をまちづくりのリスク要因として、今後はすべての制度設計を気候変動対応型とすることが重要と考えており、旧豊田貯水池の利活用についても、こうした考え方を基本に検討していきたいと考えております。具体的には、旧豊田貯水池がもともと持っている自然の力を活用する「グリーンインフラ」の考え方に基づいて、透水性の舗装や植栽を取り入れたレインガーデンによって、敷地内に降った雨を緑地にゆっくりと浸透させる雨水流出抑制機能を取り入れた利活用案を基本として検討しております。</p> <p>旧豊田貯水池の利活用につきましては、現在様々な御要望をいただいておりますことから、今後とも市民の皆様とともに考え、様々な御意見やアイデア等をいただきながら意見集約の過程を経て、具体的な計画案を策定してまいりたいと考えております。</p>
<p>・郡山市の意見募集(パブリックコメント)の募集と結果欄に、旧豊田貯水池のことがないのはなぜか。</p>	<p><財務部公有資産マネジメント課></p> <p>旧豊田貯水池の利活用にかかるパブリックコメントにつきましては、具体的な利活用計画が決まっていないことから、実施しておりません。</p>
<p>・平成23年12月郡山市議会定例会において、赤木地区5町内会から、赤木小学校周辺の内水害に対する請願として、内水被害に対する改善計画を策定するとして請願第10号が提出され可決されているが、改善計画の説明もなく、現在も問題になっているのはなぜか。</p>	<p><上下水道局下水道整備課> ※P16の(7)と同主旨</p> <p>市議会で採択された平成23年12月7日付け請願第10号「赤木小学校周辺の内水害対策に関する請願」への対応につきましては、請願書における雷雨の際の浸水被害への対応として、赤木貯留管の整備及び6号幹線放流管の増設等を計画し、実施しているところであります。</p>

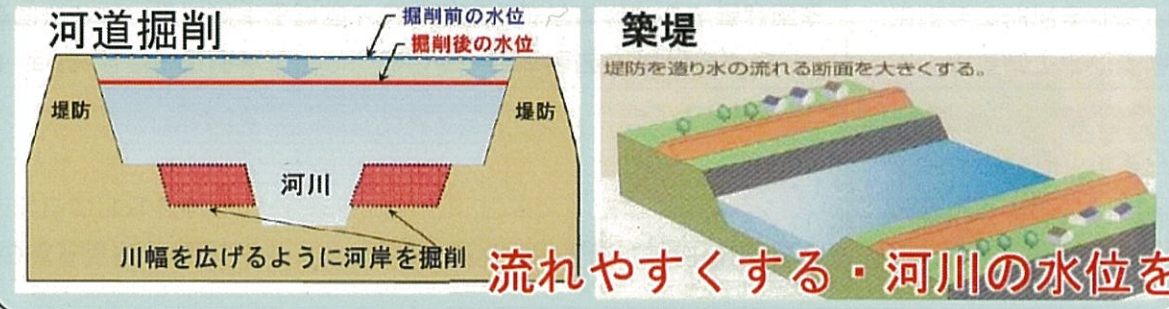
各管理者による対策

R 2.8.29 令和 2 年度逢瀬川堤防建設及び内水対策合同説明会

市資料 P 2 に一部加筆

河川管理者（国、県、市）

河川対策（流す対策）



流れやすくする・河川の水位を下げる

河川対策（貯める対策）

遊水地

洪水で水が溢れそうになった時、遊水地で洪水を一時溜め河川の水位を下げる。



出典：近畿地方整備局HP資料の一部追記

流域治水

下水道管理者（市）

内水対策（流す対策）



内水対策（貯める対策）

雨水調整池の整備

- ・麓山調整池
- ・赤木貯留管 等



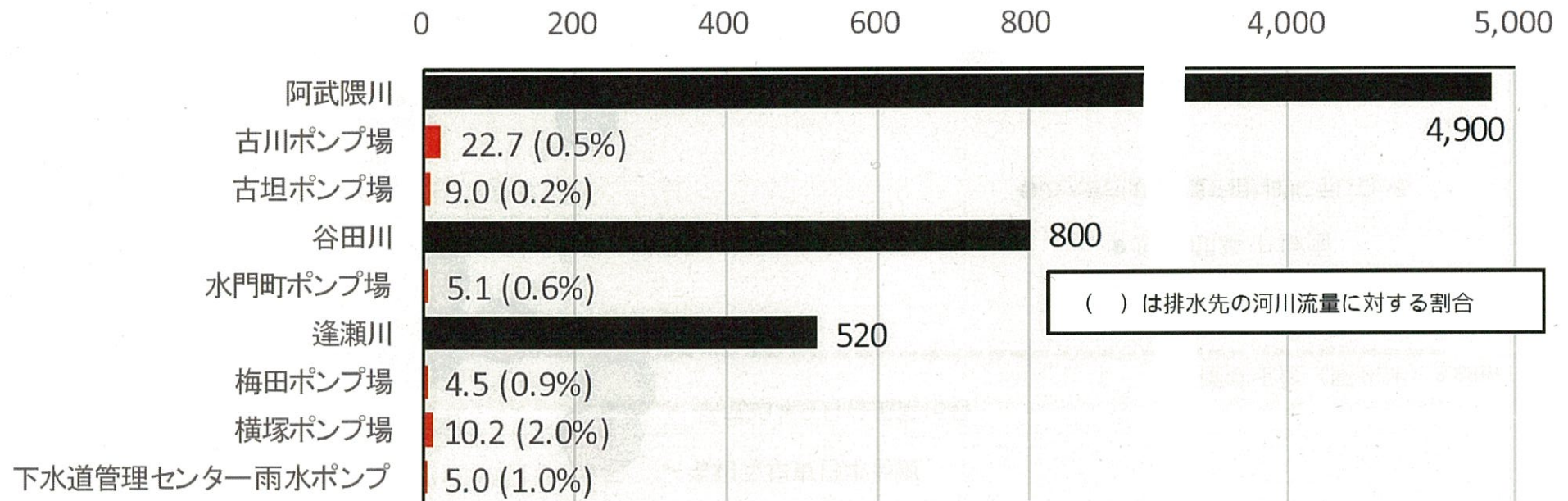
下水道で流しきれない雨水を一時的に貯める
雨水流出を抑える

2

雨水ポンプ場の排水能力について

- ・ 河川流量と雨水ポンプ場の排水能力を比較すると下図のとおり。
- ・ 雨水ポンプ場は「**宅地に降った雨水を川へ排出するための施設**」であるため、河川流量と比較すると、排水量はわずかである。

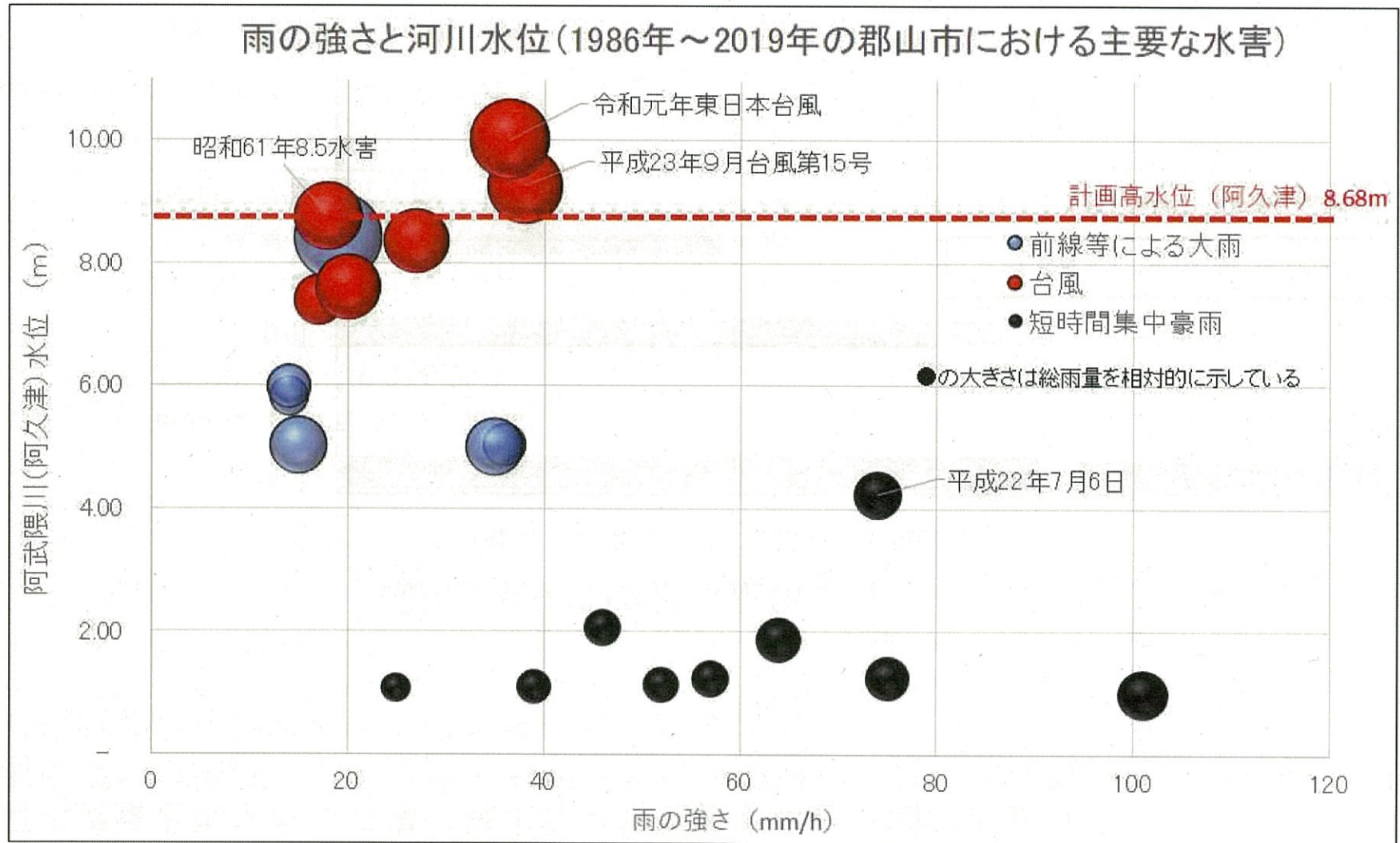
河川流量・ポンプ排水量(m³/s)



- ・ 阿武隈川流量は河川整備計画目標値（現状の流下能力達成率は目標値の60%程度）
- ・ 谷田川、逢瀬川の流量は、整備済み又は整備中の計画高水流量

雨の強さと河川水位

・郡山市における主要な水害時の「雨の強さ」と「阿武隈川の水位」の関係は下図のとおり。



- ・台風や前線等による大雨の場合は、河川水位が上昇するが、短時間集中豪雨に比べ雨は弱い。
- ・短時間集中豪雨の場合は、雨は強いが河川水位は上がりにくい。

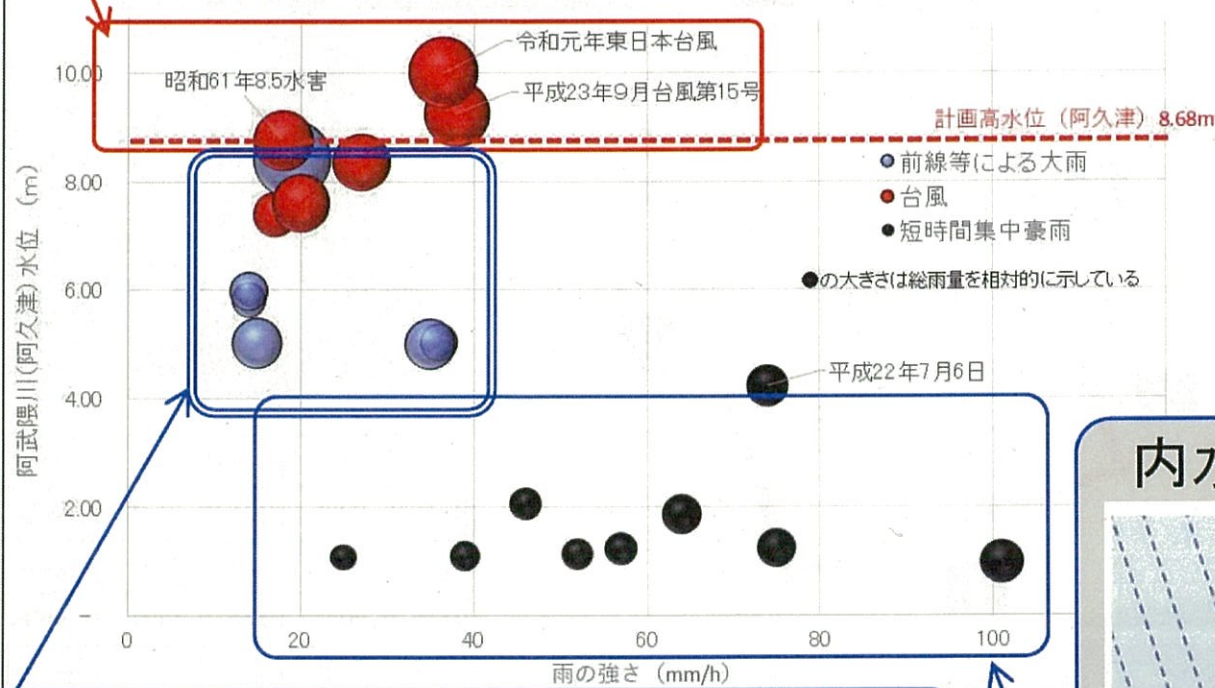
外水氾濫



<河川管理者の対策>

- ・堤防を整備する。
- ・河道掘削により河川の水位を下げる。
- ・遊水地で洪水を一時溜め、河川の水位を下げる。

雨の強さと河川水位(1986年~2019年の郡山市における主要な水害)



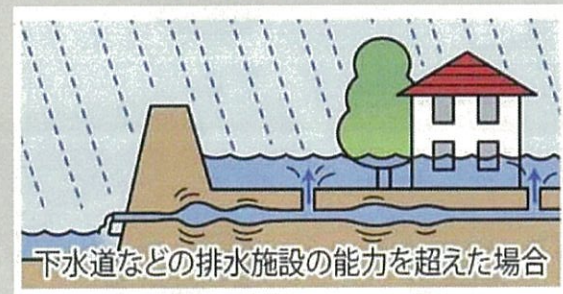
内水氾濫

<下水道管理者の対策>

- ・雨水ポンプ場の整備



内水氾濫



<下水道管理者の対策>

- ・下水道(雨水管)の整備
- ・雨水貯留施設の整備

令和元年 台風第19号により浸水した若葉公園の空間放射線量率

浸水前後の空間放射線量率

測定箇所 (高さ1m)	浸水前 (10月10日)	浸水後 (10月14日)
① 進入路	0.06 $\mu\text{Sv/h}$	0.07 $\mu\text{Sv/h}$
② 北側	0.11 $\mu\text{Sv/h}$	0.08 $\mu\text{Sv/h}$
③ 西側	0.19 $\mu\text{Sv/h}$	0.08 $\mu\text{Sv/h}$
④ 南側	0.13 $\mu\text{Sv/h}$	0.09 $\mu\text{Sv/h}$
⑤ 東側	0.11 $\mu\text{Sv/h}$	0.10 $\mu\text{Sv/h}$

